

さいたま市告示一覧

令和3年12月1日から
同月15日まで

【目次】

- | | | |
|--------|----------------------|------------------------|
| 第1769号 | 市営住宅の入居者の公募 | 【建設局建築部住宅政策課】 |
| 第1770号 | 選挙権を有する者の100分の1の数 | 【総務局総務部行政透明推進課】 |
| 第1771号 | 入札の中止 | 【経済局商工観光部経済政策課】 |
| 第1772号 | さいたま市財政状況の公表 | 【財政局財政部財政課】 |
| 第1773号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1774号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1775号 | 第1号事業者の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1776号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の廃止 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1777号 | 保存緑地の指定 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第1778号 | 指定緑地の指定 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第1779号 | 指定緑地の指定 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第1780号 | 指定緑地の指定 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第1781号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部商業振興課】 |
| 第1782号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1783号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1784号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1785号 | 指定緑地の変更 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第1786号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

- 第1787号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1788号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1789号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1790号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1791号 さいたま都市計画公園事業の認可に係る図書の写しの縦覧
【都市局都市計画部都市公園課】
- 第1792号 さいたま都市計画公園事業を施行する件
【都市局都市計画部都市公園課】
- 第1793号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1794号 土地区画整理事業の施行に関する書類の送付にかわる公告
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第1795号 屋外広告物の保管
【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
- 第1796号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1797号 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1798号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1799号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1800号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所資産課税課】
- 第1801号 市が実施する一般競争入札
【都市戦略本部都市経営戦略部】
- 第1802号 国民健康保険の被保険者証等の無効
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1803号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1804号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1805号 大規模小売店舗の新設、変更等に対する意見書の提出があった件
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1806号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1807号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

- 第1808号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1809号 環境影響評価事後調査書の提出及び縦覧の場所等
【環境局環境共生部環境対策課】
- 第1810号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1811号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1812号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1813号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1814号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1815号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1816号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第1817号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第1818号 市が実施する一般競争入札
【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
- 第1819号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1820号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1821号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1822号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1823号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1824号 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧
【建設局下水道部下水道計画課】
- 第1825号 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1826号 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1827号 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1828号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止
【建設局北部建設事務所建築指導課】

さいたま市告示第1769号

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）第4条第1項に規定する市営住宅入居者募集を次のとおり実施するので、同条第2項第3号の規定により告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 募集住宅

別紙のとおり

2 入居資格

(1) 申込みできる方は、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ア 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること（単身住宅を除く）
- イ 市内に住所又は勤務場所を有していること
- ウ 地方税に滞納がないこと
- エ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと
- オ 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
- カ 世帯全員の収入の総額が条例で定める基準内であること

3 申込み方法

(1) 募集案内の配布場所

- ア 市役所住宅政策課
- イ 各区役所くらし応援室
- ウ 各支所
- エ 各市民の窓口
- オ 岩槻南部・北部公民館
- カ 埼玉県住宅供給公社（市町村営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）

(2) 申込期間 令和3年12月1日（水）から令和3年12月31日（金）

(3) 申込先 埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課

(4) 申込方法 郵送

4 選考方法の概要

公開抽選による 抽選日：令和4年1月19日（水）

5 入居時期

令和4年4月1日（金）以降

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所建設局建築部住宅政策課住宅整備係

(2) 電話 048（829）1521

FAX 048（829）1982

市営住宅募集一覧

(空家)

一般住宅 ※単身者の方は申込みできません。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
1	植水住宅①	3K (61.5㎡)	1 (1階)	24,300 ~ 47,700	S58	3階建	西区佐知川 1123番地1	有	無	無	JR大宮駅西口から西武バス指扇駅 行き17分、「市営住宅前」下車 徒歩3分	2.5
2	今羽住宅	3K (43.3㎡)	2 (3・5階)	14,300 ~ 22,900	S47	5階建	北区今羽町 244番地2	有	無	無	埼玉新都市交通線吉野原駅 徒歩5分	0.5
3	奈良住宅	3K (43.3㎡)	2 (2・3階)	14,800 ~ 23,600	S49	5階建	北区奈良町 134番地1	有	無	無	JR宮原駅西口から東武バス宮原駅 西口行き10分、「保育園前」下車 徒歩3分	0.6
4	西本郷住宅 ※注4	2DK (50.9㎡)	2 (5・10階)	25,600 ~ 50,300	H11	11階建	北区本郷町 17番地1	有	有	有	JR宇都宮線土呂駅下車徒歩13分	15.0
5	蓮沼住宅	3K (54.4㎡)	1 (4階)	19,200 ~ 37,300	S51	5階建	見沼区蓮沼 1059番地	有	無	無	東武野田線七里駅徒歩9分	0.5
6	砂住宅	3K (54.1㎡)	1 (1階)	20,400 ~ 40,000	S54	4階建	見沼区東大宮 2丁目49番地8	有	無	無	JR宇都宮線東大宮駅西口徒歩9分	3.0
7	春岡住宅	3DK (62.5㎡)	1 (2階)	27,400 ~ 53,700	H2	3階建	見沼区小深作 262番地1	有	無	無	東武野田線七里駅徒歩14分	1.0
8	春野団地①	2DK (50.1㎡)	3 (2・7階)	25,700 ~ 50,400	H18	7階建	見沼区春野 2丁目3番地1 他	有	有	有	JR宇都宮線東大宮駅から国際興業 バスアーバンみらい行き15分 「西三番街」下車徒歩2分	3.0
9	関東住宅	2UDK (38.4㎡)	1 (3階)	10,600 ~ 20,900	S43	4階建	中央区上落合 3丁目13番地4号 他	有	無	無	JR埼京線北与野駅徒歩9分	18.0
10	上町住宅	2UDK (40.9㎡)	1 (2階)	13,500 ~ 26,500	S46	4階建	中央区本町西 3丁目9番1号 他	有	無	無	JR埼京線北与野駅徒歩18分	14.0
11	領家立野 団地	3DK (60.9㎡)	1 (3階)	23,800 ~ 46,800	S56	5階建	浦和区領家 7丁目20番16号	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅東口から 国際興業バス与野駅東口行き9分、 「上木崎」下車徒歩3分	9.0
12	領家大東 団地	3DK (61.7㎡)	1 (3階)	24,800 ~ 48,800	S59	4階建	浦和区大東 2丁目12番1号	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅東口から 東武バス東新井団地行き10分、 「皇山道」下車徒歩7分	10.0
13	大谷口細野 団地	3DK (62.7㎡)	1 (2階)	28,000 ~ 55,000	H3	4階建	南区大谷口 1176番地1他	有	無	有	JR浦和駅東口から国際興業バス 南浦和駅西口行き15分、 「細野」下車徒歩7分	11.0
14	南浦和団地 ①	2DK (51.4㎡)	1 (5階)	26,600 ~ 52,300	H15	7階建	南区南浦和 3丁目50番8号	有	有	有	JR京浜東北線南浦和駅東口 徒歩10分	71.0
15	三室団地	3DK (56.6㎡)	1 (3階)	21,100 ~ 39,500	S54	3階建	緑区三室 197番地3	有	無	無	JR京浜東北線北浦和駅東口から 東武バス東新井団地行き10分、 「山崎」下車徒歩7分	2.0
16	浮谷住宅 (A棟)①	2LDK (56.1㎡)	2 (4・5階)	26,500 ~ 52,000	H26	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	有	有	東武野田線岩槻駅東口から 国際興業バス東川口駅行き9分、 「浮谷」下車徒歩9分	0.5
17	浮谷住宅 (中層)②	2UDK (44.4㎡)	2 (3階)	13,000 ~ 25,500	S47	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	無	有	東武野田線岩槻駅東口から 国際興業バス東川口駅行き9分、 「浮谷」下車徒歩9分	1.0
18	美幸町住宅	2UDK (40.2㎡)	1 (3階)	12,800 ~ 25,100	S45	4階建	岩槻区美幸町 2番15号	有	無	有	東武野田線岩槻駅西口から 徒歩18分	2.0

一般住宅(3人以上世帯) ※3人以上の世帯のみ申込ができます。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
19	峰岸住宅①	3LDK (70.5㎡)	1 (5階)	33,800 ~ 66,400	H29	5階建	西区峰岸 68番地	有	有	有	JR川越線指扇駅から東武バス 平方行き10分、「峰岸団地」下車 徒歩3分	4.0
20	道祖土団地	3DK (68.9㎡)	1 (1階)	35,000 ~ 68,700	H13	5階建	緑区道祖土 2丁目3番17号	有	有	有	JR京浜東北線北浦和駅東口から 東武バス市立病院行き15分、 「市営アパート」下車徒歩3分	3.5
21	浮谷住宅 (A棟)③	3LDK (70.6㎡)	1 (3階)	33,300 ~ 65,500	H26	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	有	有	東武野田線岩槻駅東口から 国際興業バス東川口駅行き9分、 「浮谷」下車徒歩9分	1.0

高齢者世話付き単身住宅 ※2人以上の世帯は申込みできません。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
22	本郷町団地 ※注4	1DK (42.1㎡)	1 (4階)	21,400 ~ 42,000	H14	10階建	北区本郷町 971番地	有	有	有	埼玉新都市交通線東宮原駅 徒歩10分	31.0

単身住宅 ※2人以上の世帯は申込みできません。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
23	峰岸住宅②	1DK (38.3㎡)	2 (4・5階)	18,300 ~ 36,000	H29	5階建	西区峰岸 68番地	有	有	有	JR川越線指扇駅から東武バス 平方行き10分、「峰岸団地」下車 徒歩3分	9.3
24	春野団地②	1LDK (40.4㎡)	2 (6・9階)	20,800 ~ 40,800	H19	10階建	見沼区春野 2丁目3番地1 他	有	有	有	JR宇都宮線東大宮駅から国際興業 バスアースみらい行き15分 「西三番街」下車徒歩2分	42.0
25	南浦和団地 ②	1DK (36.7㎡)	2 (4・5階)	19,000 ~ 37,400	H15	7階建	南区南浦和 3丁目50番8号	有	有	有	JR京浜東北線南浦和駅東口 徒歩10分	99.0
26	道祖土戸崎 団地	1DK (40.19㎡)	2 (1・4階)	22,200 ~ 43,600	R2	5階建	緑区道祖土 1丁目26番18号	有	有	有	JR京浜東北線北浦和駅東口から 東武バスさいたま市立病院行き6分、 「市営アパート」下車徒歩2分	14.3
27	浮谷住宅 (中層)④	2UDK (44.4㎡)	1 (2階)	13,000 ~ 25,500	S47	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	無	有	東武野田線岩槻駅東口から 国際興業バス東川口駅行き9分、 「浮谷」下車徒歩9分	6.0
28	浮谷住宅 (A棟)⑤	1DK (38.3㎡)	2 (2・4階)	18,100 ~ 35,500	H26	5階建	岩槻区浮谷 2042番地1	有	有	有	東武野田線岩槻駅東口から 国際興業バス東川口駅行き9分、 「浮谷」下車徒歩9分	9.5

※単身者の方は申込みできません。

特殊一般住宅 ※人身等の事故があった住宅。家賃等は他の住宅と変わりません。

No.	住宅名	間取り ※注1	募集戸数	家賃(円) (予定)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	P ※注3	交通機関	前回倍率 (倍)
29	植水住宅②	3K (56.8㎡)	1 (2階)	21,800 ~ 42,800	S56	3階建	西区佐知川 1123番地1	有	無	無	JR大宮駅西口から西武バス 指扇駅行き17分、 「市営住宅前」下車徒歩3分	-

※注1 間取りの2UDKの「U」はユーティリティルーム(納戸などに使用できる多目的室)のことです。

※注2 すべての住宅に風呂釜と浴槽が設置してあります。

※注3 E Vはエレベーター、Pは駐車場の略です。駐車場の設置が無い団地で、車を所有している方はご自分で近くの民間駐車場を契約してください。なお駐車場が設置されている住宅でも、空区画が無い場合があります。

※注4 借上げ市営住宅(西本郷町住宅)(本郷町団地)

今回、入居者の募集を行う西本郷住宅・本郷町団地は、さいたま市が、公営住宅法の規定に基づき下表の期間満了日まで独立行政法人都市再生機構から借上げ、入居者に転貸する借上げ市営住宅です。

借上げ期間満了後は住宅を明渡しいただきます。なお、明渡しにあたっては、原則として金銭の補償はいたしません。

また、借上げ住宅においては、月々の共益費を住宅の家賃とあわせて、さいたま市が徴収しており、現在の共益費額は下表のとおりです。

住宅名	借上げ期間満了日	共益費額
西本郷住宅	令和11年3月31日	4,100 円
本郷町団地	令和5年4月25日	3,700 円

※注 申込みにあたっては、現地及び周辺環境を事前にご確認のうえ、申込み団地を選定してください。

※注 一部住宅を除き、市営住宅にはインターネット接続の環境が整備されておりません。

さいたま市告示第1770号

さいたま市議会資産等公開審査会条例（平成15年さいたま市条例第44号）第3条第1項の規定に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第3条第1項に規定する選挙権を有する者の100分の1の数

11,027人

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係

(2) 電話 048(829)1117

さいたま市告示第1771号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき令和3年10月15日さいたま市告示第1570号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
件名 さいたま市産業振興会館 外3施設で使用する電気
- 2 中止とした理由
入札参加者がいないため。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1772号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の3第1項及びさいたま市財政状況の公表に関する条例（平成13年5月1日法律第49号）第2条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間における本市の財政状況を別紙のとおり（別紙省略）告示する。

なお、この告示は、令和3年12月1日から適用する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字南663番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 3年 5月27日

第開 - N2021014号

4 検査済証番号

令和 3年11月30日

第完 - N2021014号

さいたま市告示第1774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号、第78条の11第1項第1号、第85条第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項第1号の規定により告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) みつば訪問看護ステーション与野

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目9番6号 4F
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ベストケア・パートナーズ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目4番1号
- オ 代表者 代表取締役 中山 彬
- カ 指定番号 1166591523
- キ 指定年月日 令和3年12月1日

(2) みつば訪問看護ステーション与野

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目9番6号 4F
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ベストケア・パートナーズ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目4番1号
- オ 代表者 代表取締役 中山 彬
- カ 指定番号 1166591523
- キ 指定年月日 令和3年12月1日

(3) 医心館 訪問看護ステーション 東大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目27番地3
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社アンビス
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲2丁目7番2号
- オ 代表者 代表取締役 柴原 慶一
- カ 指定番号 1166591531
- キ 指定年月日 令和3年12月1日

(4) 医心館 訪問看護ステーション 東大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目27番地3
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社アンビス
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲2丁目7番2号
- オ 代表者 代表取締役 柴原 慶一
- カ 指定番号 1166591531

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(5) みなと訪問看護ステーション

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和5丁目15番地2 K2ビル 二階

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 株式会社みなと

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室2361番地12

オ 代表者 代表取締役 望月 さおり

カ 指定番号 1166591549

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(6) みなと訪問看護ステーション

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和5丁目15番地2 K2ビル 二階

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 株式会社みなと

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室2361番地12

オ 代表者 代表取締役 望月 さおり

カ 指定番号 1166591549

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(7) 医心館 訪問介護ステーション 東大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目27番地3

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社アンビス

エ 申請者住所 東京都中央区八重洲2丁目7番2号

オ 代表者 代表取締役 柴原 慶一

カ 指定番号 1176519484

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(8) 医心館 居宅介護支援事業所 東大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目27番地3

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社アンビス

エ 申請者住所 東京都中央区八重洲2丁目7番2号

オ 代表者 代表取締役 柴原 慶一

カ 指定番号 1176519492

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(9) あんしん介護福祉用具浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室2202番地3

イ 事業種別 福祉用具貸与

ウ 申請者 株式会社はっぴーらいふ

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町4丁目26番1号

オ 代表者 代表取締役 山本 裕之

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

- カ 指定番号 1176519500
キ 指定年月日 令和3年12月1日
(10) あんしん介護福祉用具浦和
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室 2202 番地 3
イ 事業種別 特定福祉用具販売
ウ 申請者 株式会社はっぴーらいふ
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 4 丁目 26 番 1 号
オ 代表者 代表取締役 山本 裕之
カ 指定番号 1176519500
キ 指定年月日 令和3年12月1日
(11) あんしん介護福祉用具浦和
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室 2202 番地 3
イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
ウ 申請者 株式会社はっぴーらいふ
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 4 丁目 26 番 1 号
オ 代表者 代表取締役 山本 裕之
カ 指定番号 1176519500
キ 指定年月日 令和3年12月1日
(12) あんしん介護福祉用具浦和
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字三室 2202 番地 3
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 申請者 株式会社はっぴーらいふ
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 4 丁目 26 番 1 号
オ 代表者 代表取締役 山本 裕之
カ 指定番号 1176519500
キ 指定年月日 令和3年12月1日
(13) 居宅介護支援事業所 ネオタイプ
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5 丁目 48 番地 13
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 合同会社とちぎや
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 5 丁目 48 番地 13
オ 代表者 代表社員 川原井 淳
カ 指定番号 1176519518
キ 指定年月日 令和3年12月1日
(14) ゆめみらい 与野本町
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 7 丁目 10 番 25 号 アステリスクエア C 号
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 株式会社大谷
エ 申請者住所 新潟県新潟市江南区亀田工業団地 1 丁目 3 番 5 号

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

オ 代表者 代表取締役 堂田 尚子

カ 指定番号 1176519526

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(15) ツクイさいたま見沼グループホーム

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 948 番地 1

イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 株式会社ツクイ

エ 申請者住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西 1 丁目 6 番 1 号

オ 代表者 代表取締役 高島 毅

カ 指定番号 1196501298

キ 指定年月日 令和3年12月1日

(16) ツクイさいたま見沼グループホーム

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 948 番地 1

イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 株式会社ツクイ

エ 申請者住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西 1 丁目 6 番 1 号

オ 代表者 代表取締役 高島 毅

カ 指定番号 1196501298

キ 指定年月日 令和3年12月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048（829）1265

さいたま市告示第1775号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) デイサービス原山の家

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区原山4丁目13番17号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 ウィングライフ株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区原山4丁目13番17号
- オ 代表者 代表取締役 武田 美智子
- カ 指定番号 1176514337
- キ 指定年月日 令和3年12月1日

(2) 訪問介護事業所はなあかり

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区宮本2丁目5番地5 秋山ハイツA棟201号室
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社玉屋利兵衛
- エ 申請者住所 山形県東村山郡山辺町大字山辺1258番地12
- オ 代表者 代表取締役 安井 浩
- カ 指定番号 1176519203
- キ 指定年月日 令和3年12月1日

(3) 医心館 訪問介護ステーション 東大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目27番地3
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社アンビス
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲2丁目7番2号
- オ 代表者 代表取締役 柴原 慶一
- カ 指定番号 1176519484
- キ 指定年月日 令和3年12月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1776号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号、第85条第1項第2号、第115条の10第1項第2号及び第115条の20第1項第2号の規定により告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) キートス浦和美園訪問看護事業所

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目2番地10

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 医療介護施設開発株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目346番地2-1308

オ 代表者 代表取締役 佐藤 光成

カ 指定番号 1166591390

キ 廃止年月日 令和3年11月30日

(2) キートス浦和美園訪問看護事業所

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目2番地10

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 医療介護施設開発株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目346番地2-1308

オ 代表者 代表取締役 佐藤 光成

カ 指定番号 1166591390

キ 廃止年月日 令和3年11月30日

(3) ホットハートケア株式会社

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字新堤8番地1シャルマンコーポ219

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 ホットハートケア株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字新堤8番地1シャルマンコーポ219

オ 代表者 代表取締役 越前谷 万里子

カ 指定番号 1176508115

キ 廃止年月日 令和3年11月30日

(4) キートス浦和美園訪問介護事業所

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目2番地10

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 医療介護施設開発株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目346番地2-1308

オ 代表者 代表取締役 佐藤 光成

カ 指定番号 1176518999

キ 廃止年月日 令和3年11月30日

(5) キートス浦和美園訪問介護事業所

- ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目2番地10
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 医療介護施設開発株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目346番地2-1308
- オ 代表者 代表取締役 佐藤 光成
- カ 指定番号 1176518999
- キ 廃止年月日 令和3年11月30日

(6) トゥルーケア GH ふじの花

- ア 住所 埼玉県春日部市豊町1-2-40
- イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護
- ウ 申請者 株式会社トゥルーケア
- エ 申請者住所 埼玉県川口市大字峯1371-1
- オ 代表者 代表取締役 高野 暢彦
- カ 指定番号 1190600070
- キ 廃止年月日 令和3年10月31日

(7) トゥルーケア GH ふじの花

- ア 住所 埼玉県春日部市豊町1-2-40
- イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ウ 申請者 株式会社トゥルーケア
- エ 申請者住所 埼玉県川口市大字峯1371-1
- オ 代表者 代表取締役 高野 暢彦
- カ 指定番号 1190600070
- キ 廃止年月日 令和3年10月31日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1777号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

（1）指定期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

（2）指定番号、所在地、指定地積、区域面積

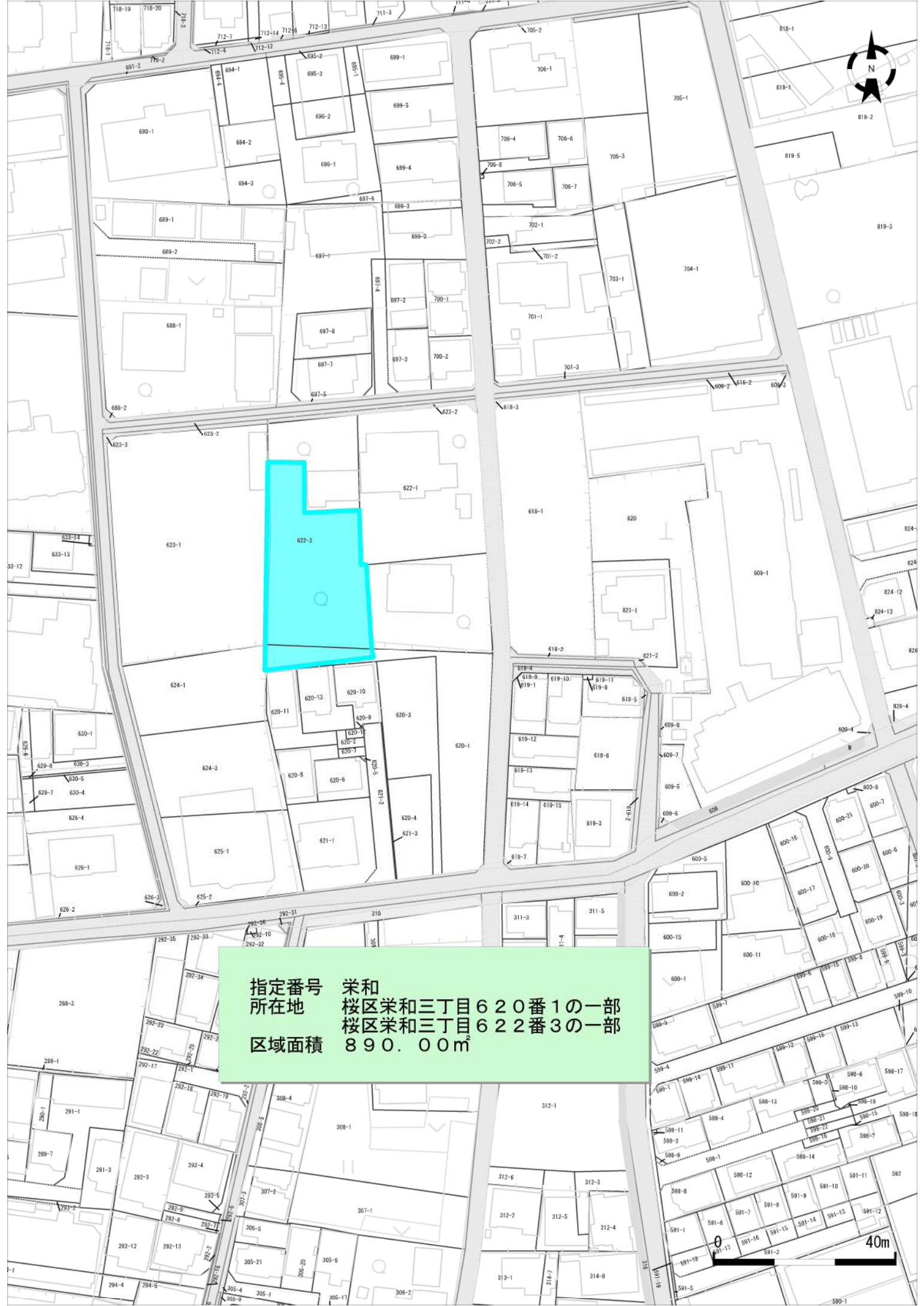
別添のとおり

（3）図面

別添のとおり

さいたま市保存緑地指定（更新）地区一覧（令和3年12月1日）

	指定番号	所在地	指定地積 (㎡)	区域面積 (㎡)
①	栄和	桜区栄和三丁目620番1の一部	100.00	890.00
		桜区栄和三丁目622番3の一部	790.00	
②	木崎4丁目	浦和区木崎四丁目645番1-1	1,017.00	1,017.00



指定番号 栄和
所在地 桜区栄和三丁目620番1の一部
区域面積 桜区栄和三丁目622番3の一部
890.00m²

40m



指定番号 木崎4丁目
所在地 浦和区木崎四丁目645番1-1
区域面積 1017.00㎡

さいたま市告示第1778号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第6条の規定に基づき、自然緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 自然緑地

(1) 名称

西谷自然の森

(2) 指定期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

(3) 所在地

北区日進町3丁目667番、668番の一部、669番1の一部、669番2の一部、669番3の一部、670番1の一部、670番3の一部

(4) 区域面積

2,362㎡

(5) 図面

別添のとおり



名称	西谷自然の森
所在地	北区日進町3丁目667番 他6筆
区域面積	2,362㎡

0 70m

さいたま市告示第1779号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第6条の規定に基づき、自然緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 自然緑地

（1）名称

中尾自然緑地

（2）指定期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

（3）所在地

緑区大字中尾字駒前804番1の一部、807番1の一部、808番1、808番2

（4）区域面積

3,129.79㎡

（5）図面

別添のとおり



名称	中尾自然緑地
所在地	緑区中尾804番1の一部 他3筆
区域面積	3129.79㎡



ヤマダ電機
浦和店

国道 463

浦和

島
浦和中

駒削

駒前自治公会堂

中尾陸橋下

中尾陸橋

中尾陸橋下

0 80m

東

さいたま市告示第1780号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第6条の規定に基づき、自然緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和3年12月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 自然緑地

(1) 名称

島町自然の森

(2) 指定期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

(3) 所在地

見沼区島町951番の一部

(4) 区域面積

1138.29㎡

(5) 図面

別添のとおり

東京電力
深作変電所



島町二丁目

島町

薬王寺

自治会館
島町

島川

名称 島町自然の森
所在地 見沼区島町951番の一部
区域面積 1,138.29^m2

0 80m

さいたま市告示第1781号

さいたま市魅力ある商店創出事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市魅力ある商店創出事業業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「その他のイベント・催事」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年度以降に国又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

(2) 交付期間

本告示日から令和3年12月9日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年12月14日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月22日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟第3会議室

(3) 入札保証金

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月22日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1782号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区上木崎七丁目688番1、688番13、688番14、688番15、688番16、688番17、688番18、688番19、688番20、688番21、688番22、688番23、688番24、688番25、688番26、688番27、688番28、688番29、688番30、688番31、688番32、688番33、688番34、688番35、688番36、688番37、688番38、688番39（うち第二工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和3年11月29日

第 変2S2020096 号

4 検査済証番号

令和3年12月1日

第 完2S2020096 号

さいたま市告示第1783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字五関字中島440番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年3月31日
第 開 - S 2 0 2 0 0 9 8 号
- 4 検査済証番号
令和3年12月1日
第 完 - S 2 0 2 0 0 9 8 号

さいたま市告示第1784号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字指扇字新屋敷711番1、711番6、711番7、711番8、712番1、712番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和3年11月12日

第変-N2021086号

4 検査済証番号

令和3年12月 1日

第完-N2021086号

さいたま市告示第1785号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、保存緑地保全区域を次のとおり変更したので告示する。

令和3年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

(1) 名称

保存緑地第346号

(2) 指定年月日

令和2年4月1日

(3) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 所在地

見沼区大字南中丸字台627番1の一部

(5) 区域面積

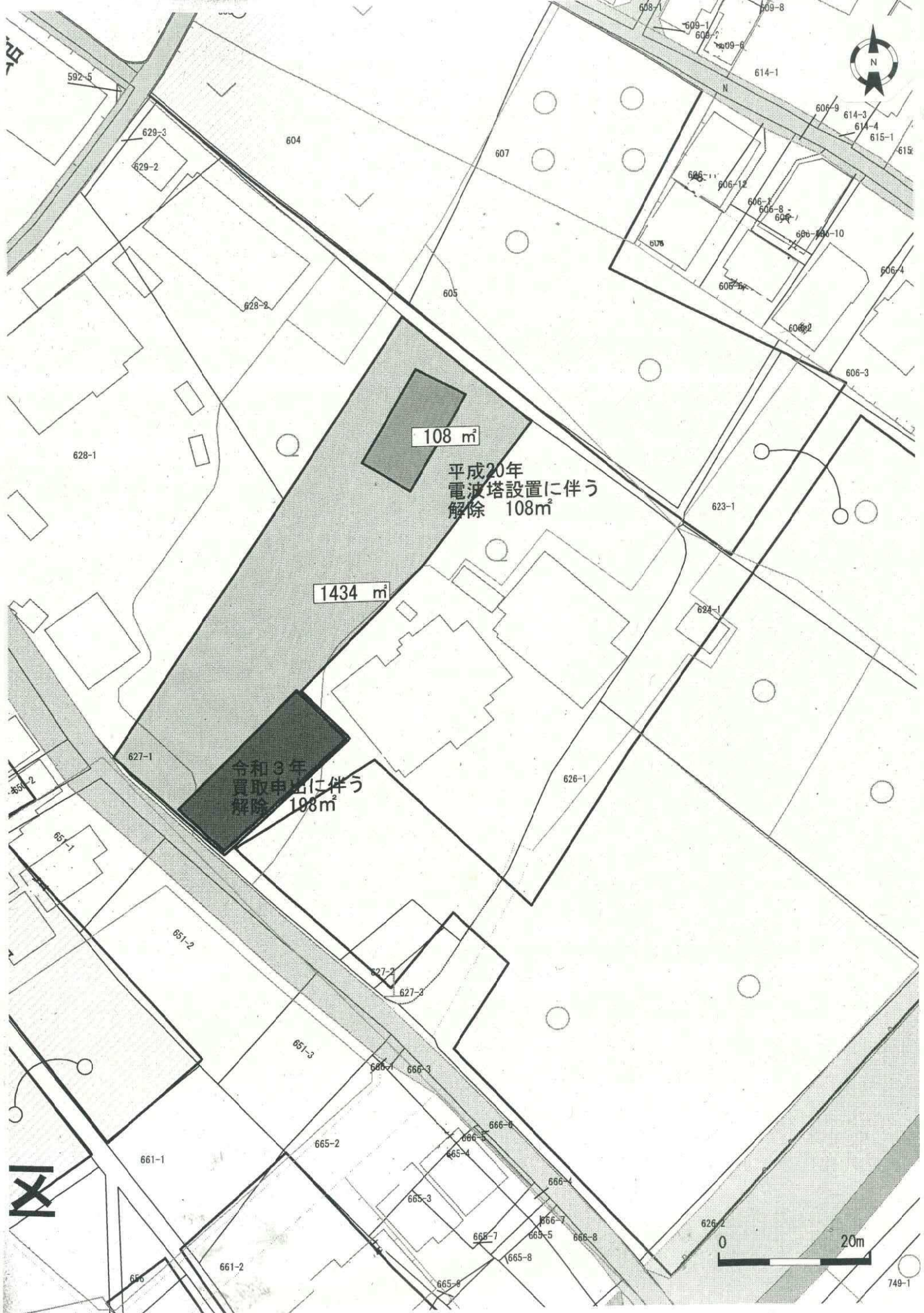
1, 128 m²

(6) 地目

山林

(7) 図面

別添のとおり



108 m²

平成20年
電波塔設置に伴う
解除 108m²

1434 m²

令和3年
買取申請に伴う
解除 198m²



さいたま市告示第1786号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年12月7日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
12月 1日	犬	桜区道場	柴	オス	茶	8~12歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1787号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字佐知川字後谷759番1、760番1、762番1、767番6、
767番7、767番8、768番1、768番2、768番4、769番3、769番4、
769番5、770番1、770番2、770番5、771番1、771番4、771番5、
772番1、773番1、773番2、774番1、774番3、774番6、774番7、
775番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区宮町二丁目60番地 永見ビル4階
株式会社 ベルエアランド 代表取締役 宮崎 俊也

3 許可番号

令和3年8月16日
第変-N2021002号

4 検査済証番号

令和3年12月2日
第完-N2021002号

さいたま市告示第1788号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年11月26日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 49台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/22	東浦和駅	埼玉県警20-200473116	S8WI01702		
2021/11/22	南浦和駅西口	埼玉県警20-202139787	A20AA00683		
2021/11/22	南浦和駅西口	埼玉県警15-5019145	V141006946		
2021/11/22	武蔵浦和駅	埼玉県警11-1280306	KW63356		
2021/11/22	武蔵浦和駅	愛知県警19-ヤ-66832	B9A08356		
2021/11/22	武蔵浦和駅	埼玉県警20-205513671	F20N01063		
2021/11/22	西浦和駅	埼玉県警18-8023886	A17AL08727		
2021/11/25	東浦和駅	不明	不明		
2021/11/25	東浦和駅	埼玉県警21-213270184	SVD319354		
2021/11/25	南浦和駅西口	戸塚D-01218	G161005806		
2021/11/25	南浦和駅西口	埼玉県警16-6321953	62C2279		
2021/11/25	西浦和駅	埼玉県警17-7381214	STPIA20497		
2021/11/26	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7531449	VF17I01618		
2021/11/26	西浦和駅	埼玉県警17-7118556	A16AA43157		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/22	大宮駅東口	埼玉県警20-202053408	SVUD03773		
2021/11/22	大宮駅東口	西新井K-59371	FN6J13287		
2021/11/22	大宮駅東口	埼玉県警16-6420354	A16AA48324		
2021/11/22	大宮駅東口	埼玉県警19-191322185	ZY8L231354		
2021/11/22	大宮駅西口	埼玉県警18-8480768	SSH033797		
2021/11/22	大宮駅西口	埼玉県警21-213691996	SOWJ00300		
2021/11/25	大宮駅東口	埼玉県警16-6413070	HBA16A000715		
2021/11/25	大宮駅西口	埼玉県警20-203709366	SUE002048		
2021/11/25	大宮駅西口	埼玉県警20-200044789	STL029539		
2021/11/25	大宮駅西口	埼玉県警17-7371330	H7G02777		
2021/11/26	大宮駅東口	埼玉県警20-200049330	A20AA04392		
2021/11/26	大宮駅東口	埼玉県警18-8532017	F80905751		
2021/11/26	大宮駅東口	埼玉県警16-6211710	S512073415		
2021/11/26	大宮駅西口	埼玉県警20-201689970	JMH191200089		
2021/11/26	大宮駅西口	埼玉県警12-2010312	H5D42587		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/22	浦和駅東口	埼玉県警21-213712039	F21594663		
2021/11/22	浦和駅東口	埼玉県警18-8323635	T33BG082		
2021/11/22	浦和駅西口	不明	V121012927		
2021/11/22	北浦和駅東口	志村D-69592	3465UQ36131		
2021/11/22	新都心駅西口	上野H-51760	B7H86249		
2021/11/22	北与野駅	埼玉県警15-5121838	F141210161		
2021/11/24	浦和駅東口	埼玉県警20-201046890	F191280443		
2021/11/24	浦和駅東口	埼玉県警19-191000587	A8K60143		
2021/11/25	浦和駅西口	埼玉県警16-6415781	S6G032658		
2021/11/25	浦和駅西口	埼玉県警15-5092144	STNKA03248		
2021/11/25	北浦和駅西口	埼玉県警18-8384084	STQDZ00599		
2021/11/25	北浦和駅西口	埼玉県警15-5300965	SPC020610		
2021/11/25	与野駅東口	王子C-05047	B2J06360		
2021/11/25	与野駅東口	埼玉県警21-211894296	SVA051797		
2021/11/26	浦和駅東口	埼玉県警18-8165396	A17AL72256		
2021/11/26	浦和駅東口	埼玉県警09-9167762	9NC0540		
2021/11/26	浦和駅西口	大森G-62386	B8C43173		
2021/11/26	北浦和駅東口	埼玉県警12-2611852	K62H04052		
2021/11/26	北浦和駅東口	埼玉県警20-204107459	KAJ0440538		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/25	岩槻駅	埼玉県警16-6300924	GF6C84101		

合計: 49台

さいたま市告示第1789号

さいたま市の発注する「（仮称）三崎広場防火水槽設置外工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年12月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3164-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	（仮称）三崎広場防火水槽設置外工事								
工事場所	さいたま市浦和区大字三崎地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	耐震性防火水槽設置工 防火水槽 本体材料 40 m ³ 鋼製・縦円筒型1基 本体据付工一式 鉄蓋・水利標識一式 土工一式 園路広場整備工一式 雨水排水設備工一式 残土処理工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	15,950,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月14日（火）午前9時から 令和3年12月16日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年12月17日（金）午前9時から 令和3年12月20日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月21日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月6日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月 6日（月）午前9時から 令和3年12月13日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月16日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部見沼田圃政策推進室 電話 048-829-1413								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4465-35								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3市道L-1116号線）								
工事場所	さいたま市緑区芝原2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長260.0m 幅員6.9～14.0m 舗装工 舗装打替え工一式 薄層オーバーレイ（t=3cm）2070㎡ アスファルト舗装補修工一式 排水構造物工 集水柵鉄蓋かさ上げ工27枚 道路清掃工一式 除草工一式 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月4日（火）午前9時から 令和4年1月5日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月6日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月6日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月6日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1790号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年12月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
- (2) 氏名 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区本町西一丁目2071番1
- (2) 指定の年月日 令和3年12月6日
- (3) 指定の番号 第南21-029号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 18.57m

さいたま市告示第1791号

令和3年11月26日付け埼玉県告示第1297号に係るさいたま都市計画公園事業の関係図書の写しの送付があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月6日

さいたま市

上記代表者　さいたま市長　清水　勇　人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類　さいたま都市計画公園事業
 - (2) 名称　5・5・11号　さいたまセントラルパーク
- 2 都市計画の縦覧場所
さいたま市都市局都市計画部都市公園課

さいたま市告示第1792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和3年埼玉県告示第1297号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

なお、告示日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第67条第1項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和3年12月6日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇 人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 さいたま都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・11号 さいたまセントラルパーク
- 2 施行者の名称
さいたま市
- 3 事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
- 4 事業地の所在
埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目地内

さいたま市告示第1793号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字大門字東裏2898番1、2898番2、2898番3、2898番4、2898番5、2898番6、2899番1、2899番2、2899番3、2899番4、2899番5、2899番6、2899番7、2899番8、2899番9、2899番10、2899番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区沼影一丁目13番1号

ポラストウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

3 許可番号

令和3年9月3日

第 開 - S 2 0 2 1 0 3 0 号

4 検査済証番号

令和3年12月6日

第 完 - S 2 0 2 1 0 3 0 号

さいたま市告示第1794号

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づく桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画整理事業施行者桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができない、又は送付したが受領を拒まれたことにより、当該書類を通知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定に基づき、当該書類の送付にかえて、通知の内容が埼玉県桶川市大字上日出谷921番地の2所在の掲示場（桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合事務所）に掲示されている旨公告する。

令和3年12月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 書類の送付を受けるべき者

氏 名	住 所 (又は判明している最後の住所)	掲示に係る書類の件名
コーエー建設株式会社	さいたま市大宮区桜木町一丁目29 4番地2	土地区画整理法第103条第1項 の規定による換地処分通知 (令和3年9月28日付 桶上南土第81号)

さいたま市告示第1795号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 304 枚
 - (2) 立看板 3 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
 - (2) 電話 048（840）6178

さいたま市告示第1796号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字中野林字中郷494番1、494番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境2丁目2番2号

株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

3 許可番号

令和3年11月8日

第開-N2021120号

4 検査済証番号

令和3年12月8日

第完-N2021120号

さいたま市告示第1797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1800号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和3年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

（省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所資産課税課

(2) 電話 048（646）3114

さいたま市告示第1801号

総合振興計画の進行管理に係るアンケート調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

総合振興計画の進行管理に係るアンケート調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に次のいずれかで掲載されている者であること。

ア 業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は「世論調査」

イ 業務「計画策定」の受注希望業務「総合計画」

ウ 業務「電算」の受注希望業務「データ入力」

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085311.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年12月24日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

(4) 提出方法

全て郵送とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年12月28日（火）を目途に交付する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年1月11日（火）

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月12日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市業務委託郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1064 FAX 048（829）1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1802号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1803号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1804号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字浮谷字八幡1047番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 3年11月 5日

第変 - N2021071号

4 検査済証番号

令和 3年12月 9日

第完 - N2021071号

さいたま市告示第1805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）榎引町小売店舗
所在地 さいたま市北区榎引町二丁目109番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏 名 株式会社渋谷インターナショナル
代表者氏名 代表取締役 渋谷 建一郎
住 所 さいたま市大宮区榎引町一丁目779番地
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

ア 駐車場需要の充足等に係る事項について	10件
イ 歩行者の通行の利便の確保等について	10件
ウ 店舗周辺の交通量増加に伴う渋滞対策について	1件
エ 歩行者の通行の安全の確保について	1件
- 4 意見書提出年月日
令和3年12月6日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年12月10日から令和4年1月11日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 大宮区役所区民生活部地域商工室
住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1
電話 048（646）3093
FAX 048（646）3151

さいたま市告示第1806号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1807号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年12月14日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
12月 9日	猫	緑区 三室	雑種	メス	三毛	5～8歳	無	負傷動物 左耳Vカット

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1808号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年12月 3日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 67台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/29	東浦和駅	埼玉県警21-210296034	SUJ308013		
2021/11/29	南浦和駅西口	埼玉県警14-4416208	F140388202		
2021/11/29	武蔵浦和駅	茨城県警察D587264	STC037028		
2021/11/29	武蔵浦和駅	不明	H9C41666		
2021/11/30	東浦和駅	埼玉県警19-194621957	'L907270180		
2021/11/30	南浦和駅東口	埼玉県警21-210172157	A20AK05590		
2021/12/02	南浦和駅東口	不明	F61124294		
2021/12/02	南浦和駅西口	埼玉県警12-2182707	SLL057636		
2021/12/02	武蔵浦和駅	不明	C149290LYG047		
2021/12/02	西浦和駅	埼玉県警19-190233251	A18AK05797		
2021/12/02	西浦和駅	埼玉県警19-191424115	S9WA03168		
2021/12/02	西浦和駅	埼玉県警19-194551215	F190785694		
2021/12/03	南浦和駅東口	埼玉県警20-202401953	A20AD20528		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/29	大宮駅東口	埼玉県警18-8552835	A18AJ71974		
2021/11/29	大宮駅東口	埼玉県警18-8510927	A18AH07880		
2021/11/29	大宮駅東口	埼玉県警18-8332446	GC7J03878		
2021/11/29	大宮駅西口	不明	XL19010209		
2021/11/29	土呂駅西口	埼玉県警08-8097701	8P08563		
2021/11/30	大宮駅東口	埼玉県警14-4186896	RA90062		
2021/11/30	大宮駅東口	埼玉県警21-212898767	SVH312625		
2021/11/30	大宮駅東口	埼玉県警21-213909436	S0WC04292		
2021/11/30	大宮駅東口	埼玉県警14-4271638	ICRP14A00431		
2021/11/30	大宮駅東口	長野県警X-32465	F111143164		
2021/11/30	大宮駅東口	埼玉県警17-7348156	S2702458		
2021/11/30	大宮駅西口	埼玉県警20-201866189	SUC021062		
2021/11/30	東大宮駅東口	埼玉県警20-201199077	GG9I66722		
2021/11/30	新都心駅東口	埼玉県警19-191696719	STRJY31308		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警18-8167150	SN7L06470		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警19-194203551	H9H58594		
2021/12/01	大宮駅東口	不明	A13PI21203		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警10-0229832	SH9I1282		
2021/12/01	大宮駅東口	福岡県警10-お79329	D00000784		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警20-203152434	F20395865		
2021/12/01	大宮駅東口	板橋G-85736	STL014973		
2021/12/01	大宮駅東口	不明	A19PH01594		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警19-191932706	KA10141524		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警17-7462448	H7H18523		
2021/12/01	大宮駅東口	埼玉県警18-8016744	H7J43010		
2021/12/02	大宮駅東口	埼玉県警17-7320533	F70614625		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/12/02	大宮駅東口	埼玉県警19-194506970	GC9H01822		
2021/12/02	大宮駅東口	埼玉県警14-4195579	B4B11930		
2021/12/02	宮原駅東口	埼玉県警19-191257855	SSJ042072		
2021/12/02	宮原駅東口	四谷A-67907	TBI0406GP6Z1868		
2021/12/02	東大宮駅西口	埼玉県警19-193271049	STC317734		
2021/12/03	大宮駅東口	埼玉県警20-202660436	TCCNG401		
2021/12/03	大宮駅東口	埼玉県警19-193251269	G189G62372		
2021/12/03	大宮駅西口	埼玉県警20-204668477	GC9J17593		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/29	浦和駅西口	埼玉県警19-190160262	B8J58447		
2021/11/29	浦和駅西口	埼玉県警18-8401595	SSE045236		
2021/11/29	与野駅東口	埼玉県警16-6318352	6B83832		
2021/11/29	与野駅西口	埼玉県警19-190198839	STA302786		
2021/11/30	浦和駅東口	埼玉県警20-204572607	V200511584		
2021/11/30	北与野駅	埼玉県警13-3141984	ZP13J02303		
2021/11/30	与野本町駅	埼玉県警18-8096223	CW70501467		
2021/12/02	北浦和駅東口	埼玉県警21-212618683	A21AB93963		
2021/12/02	北浦和駅西口	埼玉県警21-212609358	A21AD10389		
2021/12/02	北与野駅	埼玉県警21-213022326	SVE329035		
2021/12/03	浦和駅西口	埼玉県警18-8207613	B8A77349		
2021/12/03	浦和駅西口	埼玉県警18-8121172	B7F69115		
2021/12/03	北浦和駅東口	埼玉県警15-5386509	VF15A02295		
2021/12/03	与野駅東口	不明	J018092438		
2021/12/03	与野駅東口	埼玉県警12-2322245	YTA1205111		
2021/12/03	与野駅西口	不明	ASX126482		
2021/12/03	北与野駅	徳島県警E-97613	H009804		
2021/12/03	南与野駅	埼玉県警20-204546568	STTF01088		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/30	岩槻駅	埼玉県警21-210511970	F70316127		
2021/11/30	岩槻駅	埼玉県警17-7400909	S7G010281		

合計: 67台

さいたま市告示第1809号

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第36条の規定により、さいたま市緑区美園一丁目において計画されている「（仮称）DPL浦和美園新築計画」に係る環境影響評価事後調査書（工事中）の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 大和ハウス工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 芳井 敬一

所 在 地 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 （仮称）DPL浦和美園新築計画

種 類 大規模建築物の建設

規 模 延べ面積 約90,542平方メートル

(3) 対象事業実施区域 さいたま市緑区美園一丁目

(4) 関係地域の範囲 さいたま市緑区、見沼区及び岩槻区のうち、対象事業実施区域の周囲1.5キロメートル以内の地域

2 縦覧場所

(1) 市役所7階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 各区役所情報公開コーナー

(3) 各市立図書館、美園公民館、岩槻南部公民館

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和3年12月13日（月）から令和4年1月13日（木）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(3)は各施設の開館時間による。

4 意見書

環境影響評価事後調査書（工事中）の内容について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

意見書提出期限 令和4年1月27日（木）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法によります。

直接持参、郵送の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

宛名：さいたま市役所 環境対策課

FAXの場合 FAX番号：048-829-1991

電子メールの場合 メールアドレス：kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第1810号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区松本三丁目342番7、342番13、343番6
- (2) 指定の年月日 令和3年12月13日
- (3) 指定の番号 第南21-030号
- (4) 道路の幅員 4.20m
- (5) 道路の延長 7.29m

さいたま市告示第1811号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま西区大字塚本（元本村新田分）字川通240番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年5月10日

第開 - N2021006号

4 検査済証番号

令和3年12月10日

第完 - N2021006号

さいたま市告示第1812号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東宮下字諏訪824番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年6月21日

第開-N2021023号

4 検査済証番号

令和3年12月10日

第完-N2021023号

さいたま市告示第1813号

さいたま市の発注する「土屋A外マンホールポンプ制御盤更新工事（下維-R3-P17）」ほか5件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4256-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	土屋A外マンホールポンプ制御盤更新工事（下維-R3-P17）								
工事場所	さいたま市西区大字土屋地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年9月30日まで								
概要	制御盤7面 水位計（投込式）7台 フロートスイッチ12台								
予定価格（税込）	29,535,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月6日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月7日（金）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課 電話 048-829-1561								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-102								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ247号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字高曽根地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長391m 幅員6.0m～6.3m 舗装工 路面切削工（平均切削厚5cm）2460㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚7cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2450㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）2456㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月6日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月7日（金）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4465-36								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3一般国道122号）その4								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長172.0m 幅員7.5m～10.2m 舗装工 路面切削28㎡ 切削オーバーレイ1490㎡ 基層1490㎡ 表層1510㎡ 区画線工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月6日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月7日（金）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-82								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立上落合小学校（1棟）リフレッシュ改修（建築）工事								
工事場所	さいたま市中央区上落合4丁目14番24号								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月14日まで								
概要	屋上防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月7日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月11日（火）午前9時から 令和4年1月12日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月13日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿掲載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和4年1月4日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月7日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	後日発注予定の「さいたま市立上落合小学校（1棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事」又は「さいたま市立上落合小学校（1棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-84								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立上落合小学校（1棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市中央区上落合4丁目14番24号								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月14日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 消火設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月7日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月11日（火）午前9時から 令和4年1月12日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月13日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和4年1月4日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月7日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「さいたま市立上落合小学校（1棟）リフレッシュ改修（建築）工事」又は後日発注予定の「さいたま市立上落合小学校（1棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3688-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市大崎清掃事務所解体工事								
工事場所	さいたま市緑区大字大崎317番地								
履行期間	契約確定の日から令和4年10月14日まで								
概要	解体工事一式 管理棟 延べ面積約988㎡ S造 地上2階建て 車庫棟中央延べ面積約468㎡ S造 地上1階建て 車庫棟北 延べ面積約274㎡ S造 地上1階建て 危険物庫 延べ面積約20㎡ コンクリートブロック造 地上1階建て								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月7日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月11日（火）午前9時から 令和4年1月12日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月13日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	解体工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、1件の契約金額が1億円以上の建築物の解体工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和4年1月4日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年1月7日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1814号

さいたま市の発注する「健康福祉センター西楽園中規模修繕（電気設備）工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

別表

対象工事	ア 健康福祉センター西楽園中規模修繕（電気設備）工事 イ さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事 ウ さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（電気設備）工事
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-6456-10								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	健康福祉センター西楽園中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市西区大字宝来60番地1								
履行期間	契約確定の日から令和4年12月16日まで								
概要	動力設備工事一式 電灯設備工事一式 受変電設備工事一式 発電設備工事一式 構内交換設備工事一式 情報表示設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 火災報知設備工事一式 昇降機設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	292,930,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月6日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月7日（金）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・「健康福祉センター西楽園中規模修繕（建築）工事」及び「健康福祉センター西楽園中規模修繕（機械設備）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-81								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市中央区新中里1丁目6番28号								
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 構内通信線路工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月6日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月7日（金）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・「さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（建築）工事」及び「さいたま市立大戸小学校（2-1、-2・3-1、-2・14棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-80								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年5月26日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 情報表示設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同支援設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 防犯・入退室管理設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 昇降機設備工事一式 構内配電線路工事一式 構内通信線路工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年12月22日（水）午前9時から 令和3年12月24日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年1月5日（水）午前9時から 令和4年1月6日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年1月7日（金）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年12月13日（月）から							
	質問受付期間	令和3年12月13日（月）午前9時から 令和3年12月21日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月24日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<p>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</p> <p>・「さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（建築）工事」及び「さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（機械設備）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。</p>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1815号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
- (2) 氏名 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区大字佐知川字後谷720番5、同番9
- (2) 指定の年月日 令和3年12月13日
- (3) 指定の番号 第北21-019号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 17.03m

さいたま市告示第1816号

令和4年度さいたま市後期高齢者健康診査等受診券作成・印字・封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市後期高齢者健康診査等受診券作成・印字・封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・令和4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」又は「文書管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 令和元年度以降に、県又は人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

(2) 交付期間

告示の日から令和3年12月21日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年12月23日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月12日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月12日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1817号

令和4年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) ① 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」、「文書管理」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

(5) 令和元年度以降に県又は人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

- (2) 交付期間
公告の日から令和3年12月21日（火）まで（さいたま市の休日を含める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和3年12月23日（木）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年1月12日（水）午後2時30分
 - イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月12日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048（829）1253　FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
電話 048（829）1278　FAX 048（829）1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1818号

さいたま市廃棄物処理施設内リスク調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年12月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市廃棄物処理施設内リスク調査業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区大字平林寺97-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 地下1階

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係

電話 048（829）1609

(2) 交付期間

告示の日から令和3年12月17日（金）午後4時まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 申請方法

持参

(2) 申請場所

3(1)に同じ

(3) 申請期間

3(2)に同じ

(4) 申請書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年12月21日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月23日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月23日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所7階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 環境推進係
電話 048(829)1337 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館地下1階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係
電話 048(829)1609 FAX 048(829)1933

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1819号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
- (2) 氏名 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区田島四丁目1408番11
- (2) 指定の年月日 令和3年12月14日
- (3) 指定の番号 第南21-031号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 26.42m

さいたま市告示第1820号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス与野店

所在地 さいたま市中央区本町西4丁目1392番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：株式会社 コスモス薬品

代表者氏名：代表取締役 横山英昭

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午後9時50分

(変更後) 午前9時00分～午後9時50分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時00分

(変更後) 午前8時30分～午後10時00分

(4) 変更する年月日

令和3年12月2日

(5) 変更する理由

(1)、(2) 営業時間変更の為

2 届出年月日

令和3年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048（840）6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

さいたま市告示第1821号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス東岩槻店

所在地 さいたま市岩槻区東岩槻二丁目4番2、4番3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：株式会社 コスモス薬品

代表者氏名：代表取締役 横山英昭

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午後10時00分

(変更後) 午前9時00分～午後10時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

(4) 変更する年月日

令和3年12月2日

(5) 変更する理由

(1)、(2) 営業時間変更の為

2 届出年月日

令和3年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 岩槻区役所区民生活部観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

電話 048(790)0118

FAX 048（790）0260

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

さいたま市告示第1822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス西大宮店

所在地 さいたま市西区西大宮3丁目33番3 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：株式会社 コスモス薬品

代表者氏名：代表取締役 横山英昭

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午後10時00分

(変更後) 午前9時00分～午後10時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

(4) 変更する年月日

令和3年12月2日

(5) 変更する理由

(1)、(2) 営業時間変更の為

2 届出年月日

令和3年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年12月14日から令和4年4月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

さいたま市告示第1823号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区田島四丁目1358番24、1358番25
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三
- 3 許可番号
令和3年8月30日
第 開 - S 2 0 2 1 0 2 7 号
- 4 検査済証番号
令和3年12月13日
第 完 - S 2 0 2 1 0 2 7 号

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1824号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、埼玉県より川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、さいたま市建設局下水道部下水道計画課において、公衆の縦覧に供する。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1825号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和3年12月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定を受けた者

- (1) 事業名 さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業
- (2) 施行者 さいたま市

2 指定した道路の概要

- (1) ①名称 区6-56号線
- ②幅員 6.0m
- ③延長 59.3m

3 道路の指定場所

- ・ 次の表のとおり

土地の表示				
区名	大字・町名	字・丁目	地番	
緑区	中尾	緑島	2503番1	一部
緑区	中尾	緑島	2510番1	一部
緑区	中尾	緑島	2511番5	一部
緑区	中尾	緑島	2513番2	一部
緑区	中尾	緑島	2514番	一部
緑区	中尾	緑島	2549番	一部
緑区	中尾	緑島	2550番1	一部

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1826号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
表 恵子	表 恵子	(省略)	令和3年11月1日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
宮下 彩乃	宮下 彩乃	(省略)	令和3年11月1日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示一覧（令和3年12月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1827号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
埼玉ヤクルト販売株式会社	埼玉ヤクルト保育園 太田 窪保育ルーム	さいたま市南区 太田窪2-15-4	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
岡田 紗央里	岡田 紗央里	(省略)	令和3年11月7日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
春川 拓也	春川 拓也	(省略)	令和3年11月10日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示第1828号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市大宮区桜木町四丁目831番3の一部、同番16、同番18
- (2) 廃止の年月日 令和3年12月15日
- (3) 廃止の番号 第北廃21-004号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 7.93m